

浦 監 第 115号  
平成16年3月26日

浦安市監査委員 醍 醐 敦

同 菊 原 栄 三

同 平 野 芳 子

平成15年度定期監査（都市整備部）の結果報告について

地方自治法第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果について、同条第9項の規定により別紙のとおり公表します。

## 平成15年度定期監査（都市整備部）の結果報告書

### 1. 監査の範囲

平成15年4月1日から12月31日に執行された財務に関する事務の執行等

### 2. 監査対象部局

都市整備部

### 3. 監査の実施期間

平成16年1月5日から2月27日

### 4. 監査の観点及び方法

予算及び事務の執行等が法令等に従って適正かつ効果的に行われているかを主眼に書類審査、質問審査、必要に応じ現地調査を実施した。

### 5. 監査の結果

次の事項について、改善、検討の必要があると認められた。

#### (1) 住宅対策課

- ・ 市営住宅の各保守管理委託については、予算額と契約額が同額となっていた。契約額については、十分交渉したとの回答であったが、更に価格の交渉や委託内容の見直しを図るとともに、一社随意契約されているものについては、再度委託内容を考慮し、他者と見積もり合わせを行なうなど、経費の削減に努められたい。また、管理費の削減に向けた取り組み状況について質問したところ、具体的な回答が示されなかったため、前向きな検討を求める。
- ・ 分譲集合住宅共用部分バリアフリー化改修工事費補助金の決裁資料を監査したところ、補助対象が変更されたにもかかわらず、関係書類について、変更がなされていなく書類が不備であった。また、工事完了確認については、決裁書類が整備されていなかったため、速やかに改善し適切な事務処理を執行されたい。

## (2) 市街地開発課

- ・ 公有財産の管理に当たっては、浦安市財産規則第13条により、適正な管理に努めなければならないとされている。しかし、未利用市有地の管理状況について確認したところ、花壇が家庭菜園として使われているほか、自転車・バイク置場として無断で占有されているもの、ゴミの不法投棄などが見受けられた。未利用市有地の管理に当たっては、適正な管理を行なうとともに、今後、遊休地については、早期処分を図られるなど、土地の有効活用について検討されたい。
- ・ 浦安市財産規則第17条によると、財産管理者は、その所管に属する市有地で境界が明らかでないものがあるときは、隣接地の所有者と協議してその境界を確定するとともに、財産管理者と隣接地の所有者が記名押印した境界確定書を作成するとともに、境界標柱を設置しなければならないとされている。境界が不明確な土地については、適切な処理を講じられたい。